

【4】技術提供が発生する機会の例

技術提供が発生する機会の例

外為法による規制は、地理的な観点（外国に対する技術提供か否か）、人的な観点（非居住者に対する技術提供か否か）からなり、その規制概念は下図のとおりです。

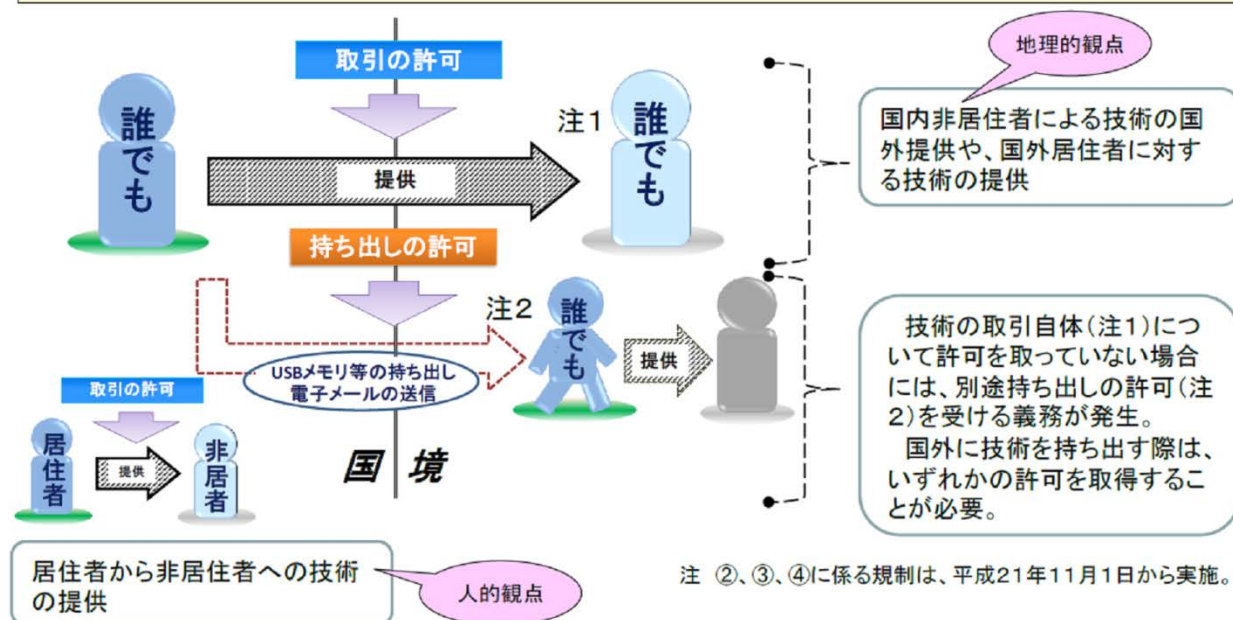
役務(技術)取引の規制概要

大量破壊兵器及び通常兵器の製造や使用に転用可能な特定技術の流出を防止する観点から、特定の技術を ①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引

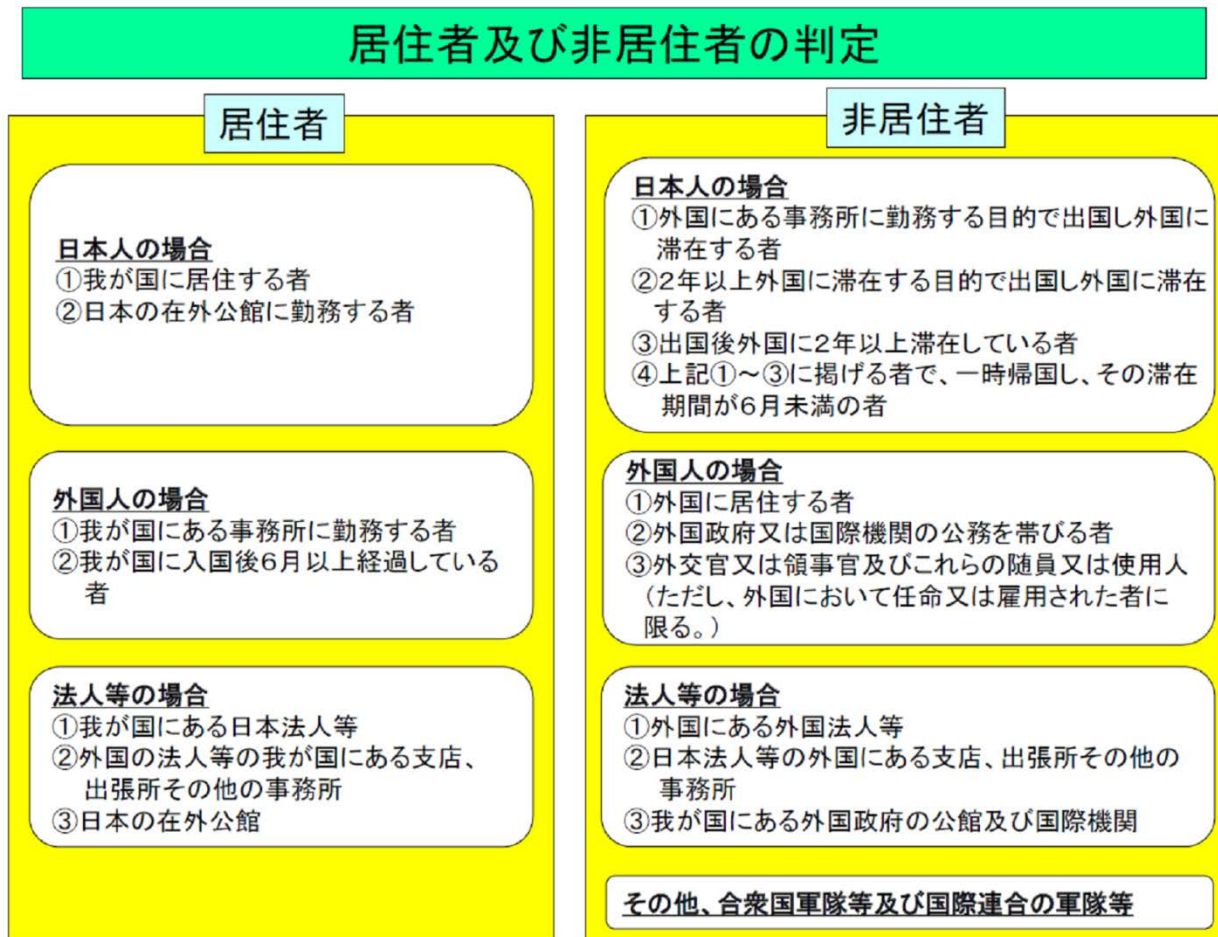
②外国において提供することを目的とする取引

これら取引に係る規制を補完するため、

③特定の技術を持ち出す行為、④特定の技術の電子データの外国への送信行為を行う場合に許可が必要となります。



○居住者、非居住者の違いは下図のとおりです。



※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より

○大学で注意が必要な具体例は下図のとおりです。

＜大学でよく見られる技術提供や物の輸出の機会例＞

主な機会	具体例	主な注意点
留学生・外国人研究者の受け入れ	○実験装置の貸与 ○技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○授業、会議、打合せ ○研究指導、技能訓練 など	○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○再提供の可能性 ○帰国時の持ち出し ○外国ユーザーリスト
他大学や企業との共同研究	○実験装置の貸与 ○技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供 ○電話や電子メールでの提供 ○会議、打合せ など	○居住性 ○公知の技術 ○基礎科学分野 ○商品開発の狙い ○外国ユーザーリスト
研究試料などの持ち出し	○サンプル品の持ち出し ○自作の研究資機材を携行 など	○外為法上の「貨物」 ○外為法上の「輸出」
施設見学	○研究施設の見学 ○工程説明、資料配布 など	○公知の技術 ○再提供の可能性
非公開の講演会・展示会	○技術情報を口頭で提供 ○技術情報をパネルに展示 など	○公知の技術